

2008.9.30

釧路司法書士会報

発行所／釧路市宮本1丁目2 釧路司法書士会 編集／会報編集委員会



Vol.108

日司連行事参加報告・各部情報
登記所廃止地域からのメッセージほか

108号目次

CONTENTS

- 3 日司連行事から**
日司連定時総会を傍聴して 十勝支部 河合恒生
自殺総合対策シンポジウムに参加して
釧根支部 木村佳子
- 6 企画部情報**
研修情報 理事 神津莊平
7 第2回研修会リポート 会報編集委員 本間利夫
- 7 土地家屋調査士コーナー こんなとき!土地家屋調査士の出番です**
- 8 相談事業部情報**
アエル電話相談会について 会報編集委員 木村佳子
- 8 登記所廃止地域からのメッセージ**
地方への無情な統廃合にも期待の光を 北網支部 遠藤隆二
- 9 登記所の統廃合に思う** 釧根支部 杉野恵一
- 10 霧多布湿原のスケッチ** 釧根支部 木村利男
- 11 政治連盟から**
協力と団結を 政治連盟釧路会幹事長 金倉孝志
- 11 釧路地方法務局長表彰を受賞して**
謝辞 釧根支部 笠井昭義
- 12 新入会員紹介** 十勝支部 酒井勝己
- 12 会員の動き**
- 13 業務日誌**
- 14 編集後記** 会報編集委員 木村佳子

《表紙の写真》

釧根支部 木村利男会員が、本号掲載の投稿文と共に寄せられた絵画です。



第70回日司連定時総会を 傍聴して

十勝支部 河合恒生

今年も例年同様千葉浦安の東京ベイホテル東急を会場として、去る6月19日から2日間に渡り日司連の総会が開催された。このホテルは東京ディズニーリゾートの一画に在るため、場所的にどうしても浮かれた気分になりました。ホテルの部屋からも人工火山の噴火、タワー・オブ・テラー（だったかな？）や、ミッキーマウス模様のモノレールが常時運行している様子などが見て取れました。この地で総会とは日司連も何を考えているのか・・・とオブザーバーとして申し込んだ際思ったものでしたが、結果的に2日間、終了まで一歩もホテルから出られず、ディズニーリゾートの熱気を横に見つつ帰郷しました。

では、初参加の私が目の当たりにした、熱い熱い総会の内容を、少しでも感じ取っていただきたく報告します。なお定時総会の詳細は、月報司法書士8月号に掲載されましたので、それを御覧いただき、また重複した事項につきましてはご容赦下さい。

【1日目】

1日目は、午前9時30分から恒例である挨拶や表彰のセレモニー、議長選出と続き、300ページにも及ぶ資料に基づき議案の説明がなされた後、いよいよ、それに対する質疑及び答弁が開催されました。

テーマは大きく6つに分類されており、内容は以下の通りでした。

(1) 登記制度

オンライン制度普及促進に関する現状と対策及び日司連の取組み方についての質疑がなされました。

(2) 司法書士制度Ⅰ・Ⅱ

イ. 本人確認

本人確認等に関する会則改正がなされていない単会からの質疑が多く、特に否決されたり、否決されそうな会の会長からの苦渋の様子がありありと伝わり、それに対する執行部、特に佐藤会長の並々ならぬ熱く強い決意（会

則改正が否決された単会へは何回でも赴き、説明し、改正を実現させる。）に、代議員始め会場内にいる全員押され気味の感じでした。なおこの時点で40単会が賛成、6単会が否定、6単会が継続審議のことです。

ロ. 職責、倫理、綱紀

ハ. 規制改革、養成研修制度、自治等

名称変更に関する質疑が多くありました。また、ある単会から法務局の登記相談員を司法書士が担当する話があり、私としては初耳で、これは自分の首を絞めることになると考えたが、他の会の反応は今一でこれが時代の流れなのかと考えさせられました。



【2日目】

(3) 司法制度（職能制度、司法支援、司法過疎、ADR等）

2日目は、我が釧路会の阿部隆吉代議員が一番バッターとして質疑に立ちました。しかしこの日は、開会が8時30分からに急遽繰り上がり、その時間私は並んでようやく有り付いた朝食の最中だったため、詳しい質疑・答弁を失念してしまいました。大変残念です。阿部代議員、釧路会の皆様、面目次第も御座いません。そのような事情のため、ここでは阿部代議員の質疑要旨の抜粋を掲載させていただきます。

《質疑要旨抜粋》

『司法過疎は国が作り出しているのに、その尻拭いをなぜ司法書士がするのか。司法過疎地域を作り出し、行政サービスの低下を招いている法務省に抗議せよ。』

(4) 組織財政改革（選挙制度、会費等）

選挙制度改革に関する質疑が大半を占め、疑問とする事項が多くを占めました。直接選挙に対する佐藤会長の応答も、熱弁を振るって理解を求めておりました。しかし、メリット・デメリットの説明に於いて、メリットは会員の意識改革につながると言った抽象的な説明が多く、反面デメリットは費用や労力を挙げられたが、その具体的な説明は無く、理解し難い内容でした。

(5) 事業Ⅰ・Ⅱ

イ. 研修、広報

ロ. 成年後見、社会活動、消費者問題等

(6) その他

また、次の議案が組織員提案議案として提出されました。

1. 市民の経済生活再生を妨げる裁判所の運用の改善を求める決議

(内容)

東京地方裁判所破産部が行う、本人による破産申立てを事実上排除する運用に対し可及的速やかな改善を求める。(大多数で可決)

2. 自殺総合対策大綱において期待される司法書士の役割を認識し、国、地方自治体を始め関係機関並びに諸団体等と、一層の連携を図り、社会全体で「いのちをささえる」ネットワークの構築を目指す決議

(内容)

議案通り（大多数で可決）

3. 司法書士及び日司連は、男女共同参画社会の実現を推進することを宣言する決議

(内容)

日司連では、男女共同参画実現のための基本計画や専門の対応部署はもとより、基本方針の策定もされていないので、総合的、計画的に推進する必要がある。（説明が抽象的で83票で否決）

4. 貧困問題の改善が多重債務問題の抜本的解決に必要であるとの認識に立ち、貧困問題改善対策を積極的に推進する決議

(内容)

日司連は、多重債務問題解決に積極的に取り組む団体として、貧困問題の改善対策を積極的に推進する。（可決）

5. 犯罪収益の移転に係る取引に司法書士は一切関与しない宣言と、司法書士を国家への依頼者密告制度の適用対象とする犯罪収益移転防止法の、改正に反対する決議

(内容)

議案通り（大多数で可決）

6. 国民の司法アクセスの充実拡大を図るために、司法書士の独自性、専門性の強化に向けた運動展開を求める決議

(内容)

家事事件並びに民事執行事件の代理権付与の実現等を積極的に展開する。(31票で否決)

なお、執行部最大の議案であつただろう日司連役員選挙に関する改革大綱案は、257票中114票で否決されました。

時期尚早との単会からの声が多く、執行部一同苦虫を噛み潰したようでしたが、会長は、来年建て直し再度提案することに対し、強い決意をうかがわせておりました。

今回の総会に出席し、私の感じたことを率直に述べさせていただきますと、

1. 全国には熱い司法書士が大勢居ることに対し、北海道、いや道東、いや十勝のなんてのんびりしていることだろう。

2. 発言と答弁の持ち時間（5分～3分）が短すぎると、議長に注意されても全く止めない発言者及び答弁者、両者とも尻切れトンボの感がするので、良い方法は無いのか。

3. 日司連と単会の年次計画が連携していないのではないか。

総会の資料はいつの時点で単会に来るのか、重要事項は単会の全構成員、それが無理なら理事会で検討し、統一的な案を持って行けないものだろうか。

評決の際、単会の会長と代議員で賛否が別れていた所も見受けられたが、それを不自然と感じたのは私だけだろうか。

最後に、日司連の総会には是非出席してみて下さい。全国の司法書士の姿を見るだけで、また拝聴するだけでも今後の執務の参考になります。

もし来年もオブザーバーの立候補が居ないのであれば私が名乗りを上げますが…皆さん、是非一度経験してみて下さい。尚、その際は、このような会報の原稿を依頼されることも経験することとなりますでしょうが…



自殺総合対策シンポジウムに 参加して

釧根支部 木村佳子

平成20年8月9日午後2時より、東京の司法書士会館地下ホールにて表題記載のシンポジウムが開催されました。副題が「自殺予防と自死遺族支援～命の現場で考える」となっております。以下、内容をお伝えします。

1. 主催者挨拶

日司連より、「司法書士は自殺防止のゲートキーパーになりえる。他の団体と積極的にネットワークを組み、それぞれの能力を生かして命を支える活動を望みたい」との挨拶がありました。

2. 基調講演「わからない。でも、わかりたい。」

講師：山口和浩（NPO法人自死遺族支援ネットワークRe代表）

山口氏は父親を自殺で亡くされました。現在ケースワーカーの職を休み、NPO法人を立ち上げて自死遺族（家族や親しい人に自殺された人々）の支援を中心に自殺対策全般に取り組んでおられます。

今回は主に自死遺族の陥る状況やサポートの有り様について講演されました。

「ここ10年自殺者は毎年3万人に達している。1人の自殺により精神的ショックを受ける人が5人はいると言われるので、年間約15万人が新たなる自死遺族となっている。その死は他の死因と違い、遺族に沈黙と自責を強いがちであり、社会からの偏見もあって自死遺族は心身の不調を来す事が多い。自死遺族への社会的支援は①心の痛み②生活再建③実務的な手立て、の3つの方向から行われるのが望ましい。当NPOでは、①の観点から『分かち合い』という、自死遺族が集まって自らの体験を語り合う場を設ける活動をしている。体験者同士話し合うことで自らの体験に折り合いをつける助けになる。」

司法書士は職務上、人の死やその遺族に接することは少なくありません。自死遺族が遭遇する様々な精神的・社会的危機の存在を認知し、①ないし③の方向から対応・支援してほしいとのことです。その際の基本姿勢ですが、講演の題に示すものが一つの提案です。「わからない」とは、自死遺族の気持ちは、結局完全には判らないと割り切ること。しかしこれに留まらず「わかりたい」という関心を持ち続けることが大切だそうです。

3. パネルディスカッション 「いのち」をど

う支えるのか

パネリスト：柳澤光美（参議院議員）加藤久喜（内閣府）大塚淳子（精神保健福祉士）大塚俊弘（長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター所長）松本脩子（全国自死遺族総合支援センター）境俊明（日司連理事）

コーディネーター：齋藤幸光（日司連自死対策担当）

柳澤氏・加藤氏 発言要旨

平成18年10月28日自殺対策基本法が施行され、同法の規定に基づき平成19年6月8日自殺総合対策大綱が閣議決定されました。

同法では自殺を個人の問題だけに限定せず、その背景には様々な社会的要因（追い込まれた結果としての自殺）があるので、自殺対策には社会的な取り組みが必要であることを明確に規定しています。

大綱では「自殺は防げるもの」という前提の下、鬱病対策や社会的な要因を改善する方策などが定められています。

大塚所長 発言要旨

長崎県の自殺総合対策を概説されました。当所は精神保健の観点から、やがて「至る所に介入のきっかけを設ける」方針で活動を行っています。自殺に近づいた人々は判断能力や活動範囲が著しく制約されている場合が多いので、救済のきっかけに無理なく触れられるよう、司法書士も含め窓口を多くすることが必要だそうです。窓口担当者には簡単なパンフレットを配布し、自殺やその背景について基本的な知識を持って貰うようにしています。窓口担当者が即座に自殺防止のゲートキーパーになることまでは望めないが、この問題に关心を持って貰うだけでも価値があることだと思います。

境理事 発言要旨

司法書士と自殺の関わり合いについて発言されました。司法書士は自殺リスクのある依頼者と接することがあるが、司法書士の職能だけでは全てを解決できない。司法書士はこうした依頼者に接した場合、どこの団体に連絡すればいいか知っているべき、そのためのネットワークを構築すべきということでした。

大塚女史 発言要旨

精神保健福祉士の立場で発言されました。精

神疾患に対する偏見は未だに強く、早期受診を普及啓発する必要があります。それには地域のかかりつけ医でも診察窓口になれるよう、地域で医師間のネットワーク構築が必要です。

一方、精神福祉の問題は人間のあらゆる年代に生ずるもので、実はその年代ごとに対応した機関は存在する（産業医、児童福祉、精神科、高齢者福祉）のですが、横のつながりはあまりありません。その構築も急がれます。

杉本女史 発言要旨

自死遺族支援の立場で発言されました。自死遺族は感情を表に出す場が少ない。しかし感情は外に出さないと変化しないものであるから、いつでも話を聞いてあげるだけでも役に立てるそうです。

企画部情報



研修情報

研修担当理事

神津莊平

平成14年の司法書士法改正により、司法書士の職務範囲は大いに拡がりました。

これにより、法律家として我々に課せられた義務と責任は重いものとなっています。

司法書士法では司法書士が業務を行ひ得ない業務について細かく規定されるとともに、日司連及び本会が実施する研修を受け、資質の向上に努める義務が規定されています。

最近では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の施行による会則改正、「依頼者等の本人確認等に関する規程基準」制定、司法書士倫理の改正、戸籍法及び住民基本台帳法等の改正による職務上請求書の記載事項の変更など、社会状況の変化とともに我々もそれに伴った適正な実務の対応が求められているところです。

研修委員会では、実務として必要な研修をわかりやすく提供していこうと考えておりますので、積極的にご参加いただきますとともに、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、以下は平成20年8月11日現在の予定であります。

平成20年10月以降の研修予定

(1) 単位制研修

平成20年10月11日(土) 日司連専門実務研修会
(日司連)
12日(日) 福岡市 電気ビル

4. 感想

自殺は、司法書士に限らずあらゆる関係者に敗北感を抱かせる結果だと思います。そして誰にとっても解決するには重い問題です。しかし現在それに取り組もうという動きが積極的になっています。特に自死遺族の勇気ある活動が人々の力を集めつつあります。

国情の違いはありますが、フィンランドでは国を挙げた取り組みで自殺者を30%減らしたそうです。自殺対策は実りのない活動ではないということです。

自殺対策は自殺のみではなく社会全体を良くする活動です。今後もできるだけこの活動に関わって行きたいと思いました。

11月 1日(土)	消費者問題対応実務セミナー (日司連)
2日(日)	横浜市 ロークピア 横浜
15日(土)	裁判実務セミナー (日司連)
16日(日)	大阪市 天満研修センター
12月 6日(土)	中央研修会 (日司連) 日司連ホール
21年 1月	専門分野修得プログラム研修 (日司連) 神奈川

なお、本会研修として、以下の研修を予定しております。

講師の都合で日程は未定ですが、決まり次第お知らせ致します。

1. 登記事務における本人確認等に関する研修会(仮題)(本会主催)
2. 家屋明渡に関しての研修会(仮題)(本会主催)
3. 地域開催一般業務研修会(北海道ブロック主催)
 - 12月20日13時～17時 北海道厚生年金会館
 - ①オンライン申請の利用促進について(仮題)
 - ②司法書士制度の当面する諸問題と司法書士の将来像(仮題)

(2) 年次制研修

この研修は司法書士がその社会的使命を果たすための職業倫理の保持を目的として平成17年に第1回を本年までに4回開催されております。毎年、全会員約5分の1の会員に参加を義務づけている研修であり、我々会員にとっては5年に1度の必須となっている研修です。本年は13名が受講対象となっており、平成20年9月27日(土)に釧路東急インにて午前10時から午後4時まで開催致します。



第2回研修会リポート

会報編集員 本間利夫

平成20年8月30日(土)午後1時より釧路市生涯学習センター『まなぼっと』8階で、講師司法書士山本浩司氏(神奈川県会所属)を招いて、出席者44名 本職34名 補助者10名で研修会を開催した。

テーマ内容は『会社法の知識を深め、商業登記実務の専門性を高める』目的で『種類株式』『組織再編』について講義を受けたが、平成18年5月の会社法の施行後事案も余りなく、なかなか理解しにくいところですが、講師山本浩司氏の言葉『会社法の中味を読みこんでいるとおもしろい』を参考にしたいと思います。



土地家屋調査士会コーナー

こんなとき！ 土地家屋調査士の出番です。

分筆したいとき

相続・贈与・または売買などのために、1筆の土地を2筆以上に分けます。
(分筆登記)



境界や面積を 知りたいとき

境界を調査・確認し、現地を測量して面積を調べます。
(調査・測量)



土地

宅地に変更したとき

登記簿の地目を宅地に変更します。
(地目変更登記)



新築したとき

建物を新築したときや、建売住宅を購入したとき。
(建物表示登記)



建物

建て替えをしたとき

古い建物を取り壊して、新しく建物を建築したとき。
(建物滅失登記→建物表示登記)



増築したとき

建物を増築したときや、車庫などの附属建物を新築したとき。
(建物表示変更登記)



相談事業部情報

アエル再生申立緊急電話相談会について

会報編集委員 木村佳子

中堅の消費者金融会社「アエル（旧商号 日立信販。ナイスを吸収。）は今年3月24日に民事再生手続を申立て、同月27日に再生手続開始決定が東京地裁より出されました。この会社に過払金債権を有する方は同年6月30日までに債権届を提出しないと再生手続に加われず、損失を被ることになります。アエルから潜在的過払金債権者に債権届に関する通知はなされないので、何らかの形で周知する必要がありました。

そのため平成20年4月19日午後4時から4時間の間、表記案件について電話相談会を行いました。

参加司法書士は総勢9人。相談事業部の努力でマスコミを使った告知がなされ、相談件数は54件に上りました。大半が十勝地区から、わずかに釧根地区からの架電でした。

一件の相談にかける時間は10分から15分という決まりでしたが、この会社は商号変更や合併など複雑な過程を経ている上、民事再生という馴染みのない手続きを取ったため説明にはかなり時間を要し、制限時間を守ることはなかなか難しかったです。

結果、ひっきりなしに電話が鳴り続けることになりましたが、最後の30分には鳴りやむこともありました。

相談者の中には過払金債権があるような取引期間が長い方が多く、そうした方々には今後取るべき行動のアドバイスをすることができましたし、一方過払いが発生しないにしろ既に多重債務状態であることが判明すれば、債務整理の必要性をお話しすることができました。かなり内容の濃い相談会になったと思います。

今後もこうした活動にお役に立てればと思います。

登記所廃止地域からのメッセージ



地方への無情な統廃合にも期待の光を

「登記所（法務局）の統廃合（大が小を飲み込む）、それは時代の流れ」と言ってしまえばそれでお仕舞い。

地方の「まち」は、人口の流出とそれに伴う業務の減少、そして、合理化・行政改革という名で（説明会を行い、反対意見があつても、ほとんど既存方針のとおり）否応なしに進められる国等の出先機関の地方切捨ての統廃合。そして、その結果は、また人口流出を招くという悪循環。

斜里町においても、私が開業した昭和48年当初は裁判所・検察庁そして登記所が存したが、今はいずれも網走に統廃合された。裁判所・検察庁の統廃合に比べ、私にとっても地域住民にとって最も利用度の高い登記所の統廃合はその失うところの利便性・経済性は余りにも大きいものでした。

斜里・網走間の公共交通機関は一日数回宛の

北網支部 遠藤隆二

JRとバス、網走駅から登記所まではバス利用、その不便さと時間のロスからほとんど毎日のようすに往復90キロ近い道を走る。夏道はまだしも冬道の運転は、凍結路に加え時には地吹雪や天候の急変による猛吹雪等との遭遇、大きな事故がなくても幾度となく冷や汗を流したことか。これが来年4月から網走支局が北見支局に統廃合されると往復200キロの道程になる。考えただけでもゾッとする。なんと情け無情な統廃合のことか。

確かに、申請の出頭主義の廃止、オンラインによる登記申請や登記事項証明書および印鑑証明書の送付申請が可能となり利便性は大きく前進した。

しかし、申請人の電子証明等オンライン申請および印鑑証明書の送付申請に必要な諸条件を整えることはその利用度と煩雑さと経済性とを考慮するとその普及には年月を要すると想像する。現在、特例方式のオンライン申請を行つ

ているが、添付情報の提供を郵送により行うと迅速性にかけることとなる。また、印鑑証明書の申請においても同様なことが言える。従って、少しでも迅速な処理を行うためには200キロの道程を通うことが多くなる。と想像している。

真正担保の重要性という点から多くの問題が

あるが、有資格者代理人の責任性・信頼性を高めるなどの対策を講じ、距離と時間の壁を破り、迅速性・利便性・簡易性に配慮したオンラインシステムを確立してどこの地域で生活していても身近な登記所として利用出来るようになることを期待し光を与えていただきたい。



登記所の統廃合に思う

釧根支部 杉野恵一

去る3月26日、当時の釧路地方法務局長が釧路地方法務局根室支局に来庁され地元司法書士、土地家屋調査士の面前で、来年を期しての根室支局を中心津出張所へ統合廃止する計画を公表された。私共は勿論、根室市においても大きな衝撃を受けた。

根室登記所の沿革を紐解くと、その歴史は極めて古い。

すなわち、明治15年7月1日に根室に根室始審裁判所（後の地方裁判所）が設置され、その下に根室治安裁判所が設けられた。この治安裁判所が、区裁判所と改称され登記事務を取り扱うことになる。

当時の根室区裁判所の登記管轄は広範囲に渡り、根室支庁（旧千島を含む）はもとより釧路支庁、十勝支庁、網走支庁の一部を所管していた。

その後道東では、厚岸（後に釧路へ統合）、釧路、網走、帶広、野付牛（後の北見）の順で区裁判所が設置されてゆく。

戦後、新憲法の施行による三権分立により区裁判所は、簡易裁判所、区検察庁、司法事務局（後の法務局）とに分離された。

そして根室登記所は、釧路地方法務局根室支局と改称され現在に至っている。

さて法務省民事局では、昭和30年代から国の行政組織の減量、効率化の一環として登記所の適正配置を積極的に推進されており、昭和30年代に2000箇所以上存在していた登記所の数が本年4月末現在509箇所まで減少しているとのことである。度重なる閣議決定により、今後も適正配置は進められると思われるが大きな要因は、登記事務のコンピュータ化による事務処理の迅速化、これにより生じた余剰人員を削減する国家公務員の定数の減少を図るものと考えられる。

今、正に社会はIT化時代であり電子政府を主唱する政府としても国家事務のコンピュータ処理で人的、物的にも減量して国の機関のスリ

ム化を図る、登記所の適正配置は、行政改革の一環に外ならない。

従来は、法務局の出張所の統廃合が主なものであったが、今後は支局の統廃合も計画され拡大されてゆくことに注意を要する。

さて次に登記所の統廃合のデメリットについて考察してみよう。

平成17年の不動産登記法の改正等により、法施行後120年も続いた当事者出頭主義が廃止され且つ、画期的なオンライン申請も認められた。

確かに郵送申請やオンライン申請は利便に資するが、登記所の統合廃止の結果、地域住民は多大な不利益を受けることになる。

すなわち、地元に登記所があれば登記事項要約書の取得により登記事項を確認出来たものを、倍の手数料を納付して統合庁（受入庁）の登記所へ登記事項証明書の郵政申請をしなければならず、加えて地元登記所に即日登記申請出来たものが、返信用郵券を添えての郵送申請をせねばならず通信費の多額な出費、時間的ロス等、計り知れない不利益を被ることになる。

特に登記情報交換システムを利用しての登記情報交換サービスを受けられない損失がある。国は廃止庁の地域住民に対する行政サービスの低下を防止するため証明書発行請求機の設置を検討するとのことである。

つまり登記事項証明書及び印鑑証明書を交付するため、廃止庁の所在地の市町村役場に登記所職員1名を配置し、証明書発行請求機を設置稼働して行政サービスに努めることらしい。

しかし、この請求機の設置基準が定められ、廃止庁取扱における登記事項証明書及び印鑑証明書の年間の事件数が一定の件数を超えていること、仮に設置されたとしても収入が経費を下回る場合つまり収支が合わず採算がとれない時は、いつでも廃止される運命にある訳である。

ともあれ登記所の統廃合は、廃止庁の地域住民に弊害を与えることには間違いない。

霧多布湿原のスケッチ



今年の描き初めは、何処にしようかと何時も悩まされる。何時もなら元旦に、絵書きの仲間と決めていたが、来年は「霧多布湿原の初日」と思い、数日前から絵の道具を用意する。

冬道なので早めに出発しなければと思い、元旦、早朝3:30分に出発した。

初日の天気予報をチェックしていたが、余りよくないとの予報であった。晴れの初日を願いつつ目的地に向かって走る。暗い早朝なのに結構他の車が私達を追い越して行く。我々と同様に初日を見に行く人々がいるようであった。

予定どおりに日の出前に、霧多布湿原センターに到着した。

大勢の人が日の出を待っていた。センターはこの日の為に午前4時に開館していた。願いは地平線上に雲が掛かっていないことである。暖かいセンター内でスケッチ道具を用意し、その時を待った。やっと「小島」の上空が白けてくる。願いも空しく少し雲が掛かっていた。少ない雲の切れ間から、初日が少し顔を出してくれた。

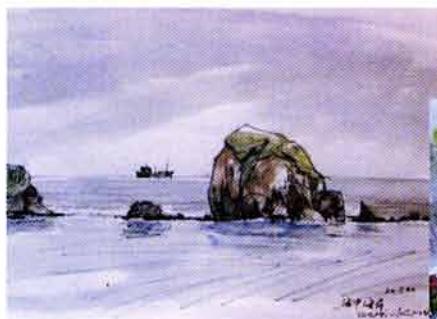
釧根支部 木村利男

2008年元旦の初日を見た。夢中で数枚の絵を書き留めることができた。その後センターのはからいで、郷土、琴作家による邦楽を楽しませていただき、清々しい新年を味わい帰路に就いた。

釧路湿原が手の届くところにあるのに、最近、霧多布湿原に魅力を感じている。今年の7月に浜中町の霧多布湿原のスケッチに出掛けた。途中浜中町迄いくつかのスケッチポイントがある。厚岸町を過ぎ、海岸線の「別海厚岸線」を走り「あやめが原」へ一面のあやめや、えぞかんぞう等が咲き乱れる「チンペノ鼻」へと画題を求めて進む。ここあやめが原には、親子の馬が放牧されており、天候にも恵まれ、のどかな環境の中でスケッチが出来た。管理人曰く、今日は朝から霧がなく、天候の良いのは珍しいとの話しだった。

その後アイヌ岬を越え、ローソク岩、窓岩を望む琵琶瀬展望台に場所を見付け、スケッチタイムとなる。その後、むつごろうで知られる「嶮暮帰島」の見える琵琶瀬湾の高台に移動し数枚の成果を得た。

以下に、スケッチを紹介する。



政治連盟から



協力と団結を

政治連盟鉄路会幹事長 金 倉 孝 志

商業、法人登記の他士業への開放問題は、一切認めないとする事で解決されました。

会員各位の絶大なる協力と団結のおかげです。
深くお礼申し上げます。

次いで、

「司法書士が相談に応じられるのは（被害額）140万円以下と明記するべき」。自治体のホームページなどに記載されている司法書士、行政書士による法律相談への告知文が不適切だとして、横浜弁護士会がこのほど、県内自治体に対し文言を変更するよう申し入れた。「市民の誤解を招きかねないから」と強調するが、当該自治体は「そこまで厳密に書かなければいけないのか」と困惑顔。司法制度改革に伴って弁護士数が増えることから、「司法書士、行政書士との縛り争いが始まったとの声も出ている。」（石屋正大）

司法書士関係者は、市民は相談内容が140

万円以下かどうか正確に把握できないケースが多く、被害者救済の窓口を狭める結果になりかねない、と懸念した。

同弁護士会は、間違った内容を正しくしてもらうだけ。弁護士に依頼すれば勝てる場合もあるし、司法書士が権限を越える法律相談に応じることがあれば、市の責任も問われかねないとしている。

神奈川新聞、2008年(平成20年)3月26日水曜日の記事の抜粋。

一方で、ロースクールの卒業生には隣接資格を与えるという動きがあります。勿論司法書士はまっ先に的にかけられております。

我々はこのような方針を絶対許すことはできません。断固として反対致します。

再び皆さま方の熱い団結と協力をお願い申し上げます。

釧路地方法務局長表彰を受賞して



謝辭

釧根支部 等 倉 昭 義

本日は私ども2名が釧路地方法務局長表彰を賜り、厚く御礼申し上げます。

もとより浅学非才の身ですが、今日まで司法書士業務を続けて来られましたのは、法務局及び法務局職員の方々の適切なる御指導と同業の方々の暖かいご交誼、御指導の賜ものと、深謝申し上げる次第です。

開業以来、社会情勢も、また司法書士をとりまく環境も急激な変化を遂げており、日々研鑽を積まねばなりません。

本日 この栄誉と感動を胸に、思いを新たに

し、さらに努力を重ねる所存でございます。

今後とも一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、甚だ簡単ではありますが謝辞とさせていただきます。

平成二十年五月十七日

受賞者代表 笠井昭義

〈編集部から〉

本年度、釧路地方法務局長表彰を受賞されました笠井昭義会員、笠井崇子会員より、受賞の際の謝辞を寄せていただきました。

新 入 会 員 紹 介

入会のご挨拶

十勝支部 酒井 勝己

本年の1月に幕別町にて開業致しました酒井勝己と申します。

私は、大学卒業後、札幌の社会保険労務士事務所に就職し、その後、総合病院で事務職として勤務しておりました。人事考課制度の導入・新施設の開設準備など携わる職務にやりがいを感じつつも、その中で、医師や看護師が自分の仕事に誇りを持ち、患者様の立場に立って親身に働く姿に感銘。自分も何か資格を取り、直接困っている人の手助けができる仕事に就きたいと考え始めました。元々法学部であったため、法律に係る仕事である司法書士を目指すことはすぐに決意となり、病院を退職しました。2年間、専業受験生となり平成18年に合格することができました。おりしも、その合格発表日は、かの新庄剛志の引退セレモニーが行われた日であり、札幌ドームにてグランドに置かれた背番号1のユニホームを眺めつ



つ、自分の合格の喜びに涙しておりました。

開業地を生まれ故郷である幕別町にすることは、司法書士を目指したときから決めておりました。自然豊かで、人の温かみを感じて育った土地への愛着、今後、司法書士としての自分を育てくれるには、この場所しかないと思っております。

開業から半年。知識や経験不足からわからないことばかりで、プレッシャーに押し潰されそうなことがあります。その都度、書籍を開き、先輩の先生方に教えて頂き、同期の仲間から励ましと情報をもらい、なんとかやってきているというのが実感です。本当に感謝に尽きません。

本人確認の重要性、簡裁代理権の付与等に伴い司法書士の職責も重くなっています。日々研鑽し、新しい知識を会得することが求められています。困っている人への手助けには、まだまだ及ばない自分がいますが、地に足をつけ、地域の皆様から信頼される司法書士として成長できるよう頑張るつもりでおります。皆様どうか宜しくお願い致します。

釧路司法書士会 会員の動き

☆退会 西村欣一殿 (北網支部)	退会年月日 平成20年6月30日
	登録番号 釧路 第146号

登録事項の変更

- ・木村 佳子 殿 (北網支部⇒釧根支部)
(新事務所所在地) 〒085-0833
釧路市宮本町1丁目2番4号
釧路合同会館2階
司法書士法人野村事務所釧路事務所
(電話番号) 0154-41-1760
(FAX番号) 0154-41-1761
(平成20年4月9日届)

- ・久保 信行 殿 (十勝支部)
(新事務所所在地) 〒080-0010
帯広市大通南9丁目4番地
帯広大通ビル4階
(平成20年5月13日届)

- ・近江 孝介 殿 (北網支部)
(新事務所所在地) 〒090-0832
北見市西富町1丁目1番7号
(平成20年5月23日届)

釧路司法書士会業務日誌 (平成20年1月~8月)

1月

- 7日(月) 法務局年始挨拶
補助者申請【佐々木正夫事務所・工藤京子殿】
- 12日(土) ブロック新人研修実行委員会
於: ホテルノースシティ(近江理事)
- 16日(水) 登録交付式【酒井勝己氏】於: 事務局
- 17日(木) 在釧理事会 於: 事務局
- 20日(日) 日司連主催『地域開催一般業務』研修会
於: 北海道厚生年金会館
- 21日(月) 第4回会長会
- 22日(火) ツ
- 27日(日) 第3回司法書士開業支援フォーラム
於: 日司連ホール(中村会長・赤堀会員)
- 28日(月) 住宅金融支援機構事務処理 於: 事務局
- 31日(木) ツ
在釧理事会 於: 事務局

2月

- 5日(火) 福祉医療機構事務処理 於: 事務局
- 6日(水) 補助者申請【オホーツク司法書士法人・佐藤貴広殿・堀川由美殿】
- 16日(土) 北海道ブロック司法書士協議会理事会
於: 札幌会
- 23日(土) ブロック別司法書士相談センター担当者会議
於: 札幌会(阿部理事・有賀理事)
- 25日(月) 住宅金融支援機構事務処理 於: 事務局
- 27日(水) 悪質貸金業者対策連絡会議北見
於: 北海道財務北見出張所(森支部長)
- 29日(金) 全国司法書士会調停センター担当者会議
於: 日司連ホール(阿部理事)
日司連主催ADR認証申請説明会
於: 日司連ホール(阿部理事)
住宅金融支援機構事務処理 於: 事務局

3月

- 4日(火) 在釧理事会 於: 事務局
- 5日(水) 悪質貸金業者対策連絡会議(釧路)

- 於: 釧路財務事務所(佐渡理事)
- 7日(金) 悪質貸金業者対策連絡会議(帶広)
於: 帯広財務事務所(河合監事)
- 9日(日)~15日(土) ブロック新人研修
- 13日(木) 臨時在釧理事会 於: 事務局
- 19日(水) 全国総務担当者会議 於: 日司連ホール(佐渡理事)
- 20日(木) 選挙制度その他説明会(ブロック)
(中村会長)
- 21日(金) 法務局適正配置打合せ 於: 法務局
(中村会長)
- 25日(火) 住宅金融支援機構事務処理 於: 事務局
- 28日(金) 在釧理事会 於: 事務局

4月

- 1日(火) 補助者申請【木村利男事務所・辻深帆殿】
- 10日(木) 平成20年度 第1回会長会
- 11日(金) ツ
法テラス釧路法律事務所開所祈念披露会
於: 釧路プリンスホテル
- 15日(火) 補助者申請【佐々木正夫事務所・松本節子殿・金岩美希殿・塩田直美殿】
- 16日(水) 監査 於: 事務局(木村監事・河合監事)
- 19日(土) 会長・副会長・支部会長会 於: 事務局
理事支部長会 於: 事務局
アエル再生申立緊急電話相談 於: 事務局
日本司法書士政治連盟 第38回定期大会
於: 日司連ホール(金倉幹事長)
- 20日(日) 平成20年 第1回業務研修会
於: ラスティングホテル
- 24日(木) 在釧理事会 於: 事務局
- 25日(金) 住宅金融支援機構事務処理 於: 事務局
- 26日(土) 北海道ブロック司法書士協議会理事会
於: 札幌会
- 30日(水) 法務局挨拶

5月

- 1日(木) 住宅金融支援機構・福祉医療機構事務処理 於: 事務局

- 13日(火) 在釧理事会 於:事務局
補助者申請【久保信行事務所・佐美有紀殿】
- 24日(土) 釧路司法書士会 第42回定時総会
於:釧路東急イン
- 27日(火) 住宅金融支援機構事務処理 於:事務局
- 28日(水) 市役所との「多重債務相談」打合せ
於:事務局(中村会長・尾越副会長・阿部理事・佐藤理事・日下支部長)

6月

- 3日(火) 補助者申請【小笠原幸男事務所・忠村洋克殿】
- 5日(木) 在釧理事会・福祉医療機構事務処理
於:事務局
- 7日(土) 北海道ブロック司法書士協議会 定時総会・ブロック理事会
於:釧路プリンスホテル
- 9日(月) 補助者申請【野村一仁事務所・内山友美殿】
- 19日(木) 日本司法書士会連合会 第70回定時総会 於:東京ベイホテル東急
- 20日(金) 釧根地区民事法律扶助業務研修
於:弁護士会館
- 25日(水) 住宅金融支援機構事務処理 於:事務局
- 28日(土) 企画研修合同会議 於:事務局
- 29日(日) 理事支部長合同会議 於:事務局
- 30日(月) 住宅金融支援機構事務処理 於:事務局

7月

- 3日(木) 福祉医療機構事務処理 於:事務局
- 5日(土) 松下忠先生黄綬褒章受章祝賀会

- 10日(木) 審査委員研修 於:支援センター釧路
- 12日(土) 北海道ブロック新人研修第1回実行委員会 於:札幌会(近江理事)
- 19日(土) 広報部会報編集委員会 於:山花リフレ
- 26日(土) 札幌会『消費者法に関する』研修会
於:ウェルシティ札幌
- 28日(月) 住宅金融支援機構事務処理 於:事務局
- 31日(木) 住宅金融支援機構・福祉医療機構事務処理 於:事務局

8月

- 2日(土) 北海道ブロック司法書士協議会理事会
於:札幌会
- 5日(火) 在釧理事会 於:事務局
補助者申請【佐々木正夫事務所・阿部洋子殿】
- 9日(土) 自死総合対策シンポジウム 於:日司連ホール(佐渡理事・木村佳子会員)
- 11日(月) 補助者申請【藤井誠二事務所・伊藤ますみ殿】
- 13日(水)~15日(金) 事務局お盆休み
- 19日(火) 在釧理事会 於:事務局
- 21日(木) 補助者申請【久保信行事務所・原田裕子殿】
- 26日(火) 補助者申請【神津莊平事務所・花川誠治殿】
住宅金融支援機構事務処理 於:事務局
- 29日(金) 住宅金融支援機構事務処理 於:事務局
- 30日(土) 全国消費者問題担当者会議
於:日司連ホール(有賀理事)
第2回業務研修会 於:まなぼっと(釧路)

編集後記

会報編集委員として末席おりましたが、このたび初めて委員らしいお手伝いをさせていただきました(といっても各先生に原稿を送っていただくだけですが)。各先生の「愛」のおかげで今回もよい会報ができました。ありがとうございました。

今回は登記所の統廃合という問題について杉野先生と遠藤先生から重い内容の原稿を頂きました。釧路司法書士会所属の司法書士を取り巻く状況は、中央官庁の思惑もあって大きな変換期に入っています。お客様の不利益にならないよう見守っていきたいです。

会報編集委員 木村佳子